

使　用　承　認　申　請　書
〔川内原子力発電所第1号機
遮断器の設置の工事〕

原発本第149号
令和5年10月13日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
西村康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山
使用しようとする原子力発電工作物の概要	川内原子力発電所第1号機 詳細は別紙のとおり
使用開始予定年月日及び使用期間	使用開始予定年月日 原子力発電工作物の保安に関する命令第17条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査(以下「工事完了時の使用前検査」という。)終了日 使　用　期　間 自: 使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しようとする範囲に係る工事完了時の使用前検査が終了した時 至: 令和2年1月14日付け原発本第181号をもって届出した原子力発電工作物に対する電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日(以下「使用前検査の合格日」という。)
使　用　の　方　法	川内原子力発電所第1号機及び2号機の受電系統の変更に係る工事は、220kV送電線用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したものから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した電気設備を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	令和5年10月13日

川内原子力発電所第1号機

電気設備

遮断器

・20-60 (1号機設備、1,2号機共用)

・20-70 (1号機設備、1,2号機共用)

保護継電装置

・20-60 (1号機設備、1,2号機共用)

・20-70 (1号機設備、1,2号機共用)

添付書類目次

添付書類-1 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付書類-1

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

川内原子力発電所第1号機及び2号機の受電系統の変更に係る工事は、220kV送電線用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したものから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した電気設備を使用前検査の合格日まで使用する。

使用を必要とする電気設備は、以下のとおりであり、それぞれに対する使用を必要とする理由を表1に示す。

遮断器

- ・20-60（1号機設備、1,2号機共用）
- ・20-70（1号機設備、1,2号機共用）

保護継電装置

- ・20-60（1号機設備、1,2号機共用）
- ・20-70（1号機設備、1,2号機共用）

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

表1 川内原子力発電所第1号機 電気設備 使用を必要とする理由

使用を必要とする設備	使用を必要とする理由	一部使用の期間
遮断器 20-70 保護継電装置 20-70	20-70の検査完了後において、20-70を投入することで、220kV送電線の回線数を1回線から2回線に増強することができる。 これにより、220kV送電線からの受電系統の信頼性が向上し、プラントの安全性向上を図ることができることから、使用前検査の合格日まで使用する。	20-70に係る 使用前検査終了日 ～ 使用前検査の合格日
遮断器 20-60 保護継電装置 20-60	20-60の検査完了後において、20-60を投入することで、220kV送電線の回線数を2回線から3回線に増強することができる。 これにより、220kV送電線からの受電系統の信頼性が向上し、プラントの安全性向上を図ことができることから、使用前検査の合格日まで使用する。	20-60に係る 使用前検査終了日 ～ 使用前検査の合格日